

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人総合施設 美吉野園	吉野郡大淀町大 字下渚六二九	美吉野園児 童発達支援 事業所	吉野郡大淀町 大字下渚一六 四二―二〇	児童発達支 援	平成二十 七年四月 一日
一般社団法 人ハンド・ イン・ハン ド	大和郡山市西岡 町六一六	放課後等デ イサービス のびのびル ーム	大和郡山市西 岡町六一六	放課後等デ イサービス	平成二十 七年四月 一日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 一―一	ファミリー サポートか しはら銀河	檀原市四条町 二七七―一 シェホーム・ ヤマ一〇二号	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年四月 一日